

## 社会福祉推進事業

### 研究概要

#### 事業名

福祉による更生保護事業の運営推進に関する啓発・研究事業

#### 事業実施予定期間

平成 23 年 10 月 17 日 から 平成 24 年 3 月 31 日 まで

#### 事業実施目的

刑余者等の社会的弱者の地域生活支援においては、近年の研究成果等が反映された施策等から福祉と司法の連携による矯正施設から福祉施設等をつなぐ道筋ができ約 2 年が経過したところである。

現在、特別調整により矯正施設から福祉につなぐ支援を主に地域生活定着支援センターが担い、福祉の手立てに時間的余裕がない場合又は福祉的アセスメント等が必要な場合は一旦更生保護施設を中間施設(シェルター機能)として利用し、それを進めてきた。

長い歴史を持つ更生保護施設もまた一層新たなニーズに応えるため平成 21 年度より「高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者を保護することを目的とした更生保護施設」(福祉専門職配置の指定更生保護施設)が全国 57 ヶ所スタートした。

当法人は長年の障害福祉の実践の中、刑余者の受け入れ・支援を行ってきた。その実践での必要性から、平成 21 年度より空き施設を利用した社会福祉法人初の更生保護施設の設置・運営を行っている。

ここでは、既存の福祉サービス事業所が近隣に点在している事から移行先を見極めた体験実習や就労が困難な人たちを含む福祉の支援はもとより医療、就労支援のノウハウも活かした支援を行っている。

中間施設としての利用の利点は、本人が福祉に、同じく福祉施設側が本人に馴染むという効果も持つが、このような取り組みは未だ全国的に知られるレベルには程遠い状況にあり、また既存の更生保護施設は受け入れに消極的である。ゆえに地域生活定着支援センターからのあっせん先(受け入れ福祉施設等)も未だ量的にも不十分である。

平成 23 年度からは、更生保護施設の機能をサテライト型(小規模分散型)にした「自立準備ホーム」がスタートし、借家等でも実施可能となった。このことで、社会福祉法人が更生保護事業を行うための環境は徐々に整ってきた。

一方福祉サイドには、社会的弱者のセーフティーネットとしての更生保護に関するノウハ

ウや情報等がまだ十分に届いていないのが現状で、結果拡がりにも影響していると考えられる。

したがって、本事業を通して、社会福祉法人が更生保護事業を運営して道筋を作り、全国各圏域に福祉による更生保護の拠点施設設置につなげていくことが目的である。

弱者救済と再犯防止のためには実効性のあるセーフティーネットの構築に福祉と司法の垣根を越えた相互乗り入れの取り組みが重要である。

本申請者である本職(理事長 田島良昭)は、最高検が設置した「検察運営全般に関する参与会」の「知的障害者専門委員会」の参与(外部専門家)に就任。検討結果は来年度から実施され更生保護施設や地域生活定着支援センターに求められる役割が圧倒的に増大することが予想される。

このようなことから、これらを福祉と司法の相乗りによるセーフティーネット構築は不可欠であり、その進展に向けての専門家、実践家等による協議・検討・啓発研修会の実施、更にはガイドブックの作成を行い福祉による更生保護事業の運営推進に関する啓発・研究事業を行う。

### 事業実施計画

当法人の運営する雲仙・虹(指定更生保護施設 定数 20)は、平成 21 年に開所、事業を開始し 2 年 4 ヶ月になる。環境調整(入所)の依頼は九州以外からも多数ある状況で、地域生活定着支援センターを通じた受け入れはもとより高齢・障害以外の生活困窮者もあっている。

地域生活定着支援センターも間もなく全都道府県に設置されることになり、原則的に矯正施設のある圏域毎で調整が進むことになろうが、圏域内での受け皿の量が伴わないと「絵に描いた餅」の状態となってしまう。

その解決策の一つとしても全国的に医療、介護、就労等のノウハウや支援技術を持つ福祉サイドによる更生保護事業の運営が必要不可欠な緊急的課題であるため、次の 3 点を実施する。

- (1)福祉による更生保護事業の運営推進委員会の設置
- (2)福祉による更生保護事業運営推進に向けた啓発研修会の実施
- (3)福祉による更生保護事業推進のためのガイドブックの作成

### 事業実施予定場所

全国

### 事業内容

- (1)福祉による更生保護事業の運営推進委員会の設置  
主だった法人から運営推進委員を選出し福祉による更生保護事業の進展のための課題

や研修内容などを協議する。また、客観性、専門性の観点から委員として有識者を入れる。

#### <運営推進委員会>

- ・事業を実践している主だった団体等から 6 名
- ・有識者(大学教授、専門家等) 5 名
- ・オブザーバー(厚労省、法務省他) 5 名 計 16 名
- ・年 2 回開催(12 月、3 月)

#### (2) 福祉による更生保護事業運営推進に向けた啓発研修会の実施

全国の福祉関係者等に対し講演、実践報告、シンポジウム等の啓発活動を行う。(12 月、1 月、2 月、3 月)

#### <全国縦断啓発研修会>

- ・全国 4 箇所で実施(宮城、東京、大阪、広島)13 時から 17 時迄
- ・講演 1 名、実践報告・パネルディスカッション 3 名、コーディネーター 1 名
- ・行政説明(法務省)1 名
- ・参加対象者 当該圏域福祉事業所、当該圏域更生保護施設、当該圏域矯正施設、保護観察所、県、福祉事務所、地域生活定着支援センター等
- ・定員各会場 80 名程度
- ・参加費 無料

#### (3) 福祉による更生保護事業推進のためのガイドブックの作成

現在先駆的に取り組んでいるところの実例を挙げ、その制度を含めた背景や取組みのノウハウ等を掲載し福祉による更生保護事業の啓発・普及に資する。

#### <ガイドブック>

- ・発行部数 2,000 部

### 事業の効果及び活用

今回の補助事業により、福祉サイドの更生保護事業の運営推進が進むことによって受け皿としての社会資源が増え結果一極集中を回避することにもつながる。

また、福祉等の関係者に対し更生保護の沿革、制度そして必要性、事例及び実践スキル等を啓発研修会で紹介することによって福祉関係者の取組み参入につながることが期待できる。

更に、実践する場合に参考となる制度をはじめ背景や実例を挙げ取組みのノウハウ・実践スキル等を掲載したガイドブックを作ることで福祉による運営が推進されるための手助けとなることが考えられる。